

令和7年度量水器取替工事仕様書

第1章 総則

1.1 目的

本仕様書は、夕張市上下水道課（以下「発注者」という。）が水道使用者（以下「使用者」という。）へ貸与した水道メータ（以下「メータ」という。）のうち、計量法に定める検定の有効期間を迎えるメータの取替工事（以下「取替工事」という。）を発注し、受注した者（以下「受注者」という。）は、計画的かつ適正に施工することを目的とする。

1.2 取替数量

計量法に定める検定検査の有効期間が満了する量水器のうち、口径 13 mm から 75 mm までの交換業務を行うものとする。

φ 13 mm	179 台	φ 20 mm	148 台	φ 25 mm	10 台
φ 40 mm	17 台	φ 50 mm	3 台	φ 75 mm	2 台
合 計	359 台				

施工地域

本町から平和	89 台	清水沢から南清水沢	58 台	南部	11 台
沼ノ沢	144 台	真谷地	11 台	紅葉山	41 台
				滝ノ上	5 台

1.3 工事期間

契約締結日より令和8年1月30日まで

1.4 取替工事の基本

- (1) メータは私有地に設置され、かつ取替に際しては断水等が生じることから、事前に使用者の許可を得て行うこと。
- (2) 断水が容易にできない使用者に対しては、取替日時等を調整してこれを行わなければならない。
- (3) メータは、給水装置の一部であり、その取替については給水装置に関する技術的な知識を有する必要があることから取替工事の施工は給水装置工事主任技術者を有する事業者及び市指定給水工事事業者とする。
- (4) 取替工事について、一軒家等のメータボックス周辺の掘削、舗装等の工事を伴う場合があるので留意すること。

1.5 協議

本仕様書の解釈に疑義が生じたとき又は工事施工に当たり疑義が生じたときは、水道法、政令、省令及び契約書で定めるものを遵守のうえ、発注者と受注者双方の協議によりこれを

解決する。

1.7 個人情報

受注者は、取替工事に関し知り得た個人情報、その他の情報及び市の業務内容を漏らしてはならない。工事完了後においても同様とする。

第2章 取替作業

2.1 事故防止

取替作業は、関係する法令を遵守し、現場の保安衛生等に万全の措置を講じ、作業を行うものとし、事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに必要な措置を講ずる。

2.2 取替作業の注意事項

- (1) 宅地内には無断で立ち入らない。
- (2) 取替作業前、取替作業完了後に「お知らせ」「作業完了」を使用者宅へ投函すること。
- (3) 取替は止水栓を閉止して断水状態で行うこと。また、メータボックス内の土砂・濁水は完全に除去し、給水管内への混入防止に努めること。
- (4) メータは接合部にパッキンを適切に装着し、水流方向（矢印）を確認し、逆接続・漏水に十分注意すること。
- (5) 止水栓が閉栓状態にある場合は取替後に元の閉栓の状態に戻しておくこと。
- (6) 障害物等で取替ができない場合には担当者に連絡し、指示を受けること。
- (7) 受注者は取替工事に必要な車両及び工具、その他必要とするものを調達するとともに、当該調達にかかる費用すべてを負担する。
- (8) 取替において、週間に完了した成果を週末に、ゆうばり麗水(株)へ報告を行うこと。
- (9) 工事旬報を作成し、進捗状況を週末に監督員へ報告・協議を行うこと。

2.3 取替工事の中断

次の場合は工事を一時中断し、監督員に連絡し指示を受けること。

- (1) 使用者の日時的都合で許可が得られない場合。
- (2) 止水栓が不良の場合。

2.4 損害の責任

- (1) 受注者の誤った取替により、発注者に生じた損害については、受注者がこれを負う。
- (2) 取替工事に起因する漏水、給水装置・給湯器等の不具合、給水栓での出水不良及び苦情等が発生した場合は、受注者の責任において対処すること。これらに係る費用は受注者が負担するものとする。

第3章 取替工事完了後

3.1 引上げメータ及び成果品の提出

- (1) 引上げたメータは、後日、売払いをを行うため受注者側で年度内まで一時保管するものとする。
- (2) 受注者は取替工事完了後速やかに取替日、数量、写真データ等の整理を行い、工事旬報とともに担当者へ成果品を提出するものとする。